

令和4年第4回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

1 **開催日時** 令和4年12月14日（水曜日）午前11時28分～午後0時55分

2 **開催場所** 第3・第4委員会室

3 **審査案件**

議案第136号 青森市浪岡学生寮条例の制定について

議案第137号 青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

議案第138号 青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

4 **所管事務の継続審査について**

5 **報告事項**

(1) 令和4年度市営青森競輪開催結果について

(2) 事故の報告について

○出席委員

委員長 澁谷 洋子

副委員長 長谷川 章悦

委員 奈良 祥孝

委員 村川 みどり

委員 渡部 伸広

委員 里村 誠悦

委員 奈良岡 隆

○欠席委員

委員 大矢 保

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 舘山 新

総務部理事 佐藤 芳之

企画部理事 奥崎 文昭

税務部長 川村 敬貴

浪岡振興部長 三浦 大延

会計管理者 柿崎 哲男

選挙管理委員会事務局長 山谷 直大

総務部次長 工藤 拓実

企画部次長 舘山 公

監査委員事務局次長 八木澤 透

総務課長 竹内 巧

企画調整課長 松島 豊

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議会事務局長 齋藤賢剛

議事調査課主事 笹雄貴

議事調査課主査 木村結衣

議事調査課主査 柿崎良輔

○**澁谷洋子委員長** それでは、ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。
なお、本日は、大矢委員並びに織田企画部長及び太田監査委員事務局長が欠席となっております。

まず、本日は、改選後初めての委員会でありますので、案件に入る前に、委員の自己紹介及び部長級の理事者の紹介をしていただきたいと思います。

委員長の澁谷です。よろしくお願いいたします。

次に、副委員長から順に、委員の皆さんの自己紹介をお願いいたします。

○**長谷川章悦副委員長** 副委員長の長谷川です。よろしくお願いいたします。

○**村川みどり委員** 日本共産党の村川みどりです。よろしくお願いいたします。

○**渡部伸広委員** 公明党の渡部でございます。よろしくお願いいたします。

○**奈良祥孝委員** 市民クラブの奈良です。よろしくお願いいたします。

○**里村誠悦委員** 令和の会、里村です。よろしくお願いいたします。

○**奈良岡隆委員** 令和の会の奈良岡です。

○**澁谷洋子委員長** 次に、理事者側から部長級の職員の紹介をお願いいたします。
初めに、総務部長。

○**館山新総務部長** 総務部長の館山新でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、青森地域広域事務組合消防本部、会計機関、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の部長級職員を御紹介いたします。

まず、総務部理事消防長の佐藤芳之でございます。

○**佐藤芳之総務部理事** 佐藤芳之です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**館山新総務部長** 続きまして、会計管理者の柿崎哲男でございます。

○**柿崎哲男会計管理者** 柿崎でございます。よろしくお願いいたします。

○**館山新総務部長** 選挙管理委員会事務局長の山谷直大です。

○**山谷直大選挙管理委員会事務局長** 山谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**館山新総務部長** なお、先ほど委員長からも御紹介がありましたけれども、監査委員事務局長の太田綾子は、本日、所用のため欠席しております。

以上で私からの紹介を終わります。

○**澁谷洋子委員長** 次に、企画部理事。

○**奥崎文昭企画部理事** 企画部理事青森地域広域事務組合の奥崎文昭でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、企画部長の織田知裕は、本日、所用のために欠席しております。

以上、私から紹介を終わります。

○**澁谷洋子委員長** 次に、税務部長。

○**川村敬貴税務部長** 税務部長の川村敬貴でございます。私は3月で退職となりますので、短い期間とはなりますが、誠心誠意務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

税務部からは以上でございます。

○**澁谷洋子委員長** 次に、浪岡振興部長。

○**三浦大延浪岡振興部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）浪岡振興部長の三浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**澁谷洋子委員長** ありがとうございます。

最後に、議会事務局職員を私から紹介します。

議会事務局長の齋藤賢剛です。

○**齋藤賢剛議会事務局長** 齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**澁谷洋子委員長** 以上で紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

議案第136号「青森市浪岡学生寮条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部長。

○**三浦大延浪岡振興部長** それでは、議案第136号青森市浪岡学生寮条例の制定について御説明させていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

「1 制定理由」であります。本条例は、浪岡地域における移住及び定住の促進並びに活性化を図り、バドミントンによる浪岡地域のまちづくりに資することを目的といたしまして、市が県外から浪岡地域に転入する生徒に安全で安心な生活環境を提供するための学生寮を整備してありまして、当該施設の設置及び管理につきまして必要な事項を定めるため制定するものであります。

次に、「2 施設概要」であります。施設名称は青森市浪岡学生寮としております。所在地は青森市浪岡大字浪岡字稲盛80番地1、完成年月は令和5年3月で、同年4月に供用を開始する予定としております。構造・機能等につきましては資料に記載のとおりですが、主な施設の機能といたしましては、定員4名の居室を3室、食堂、寮監室、寮母室、キッチン、浴室などを配置することとしております。

次に、「3 制定概要」であります。休寮日は、入寮者の利便性等を考慮して設けることについて規定しております。入寮資格は、学生寮に入寮することができる者について規定しておりますほか、使用料につきましては、学生寮の使用料の支払い期日や金額について規定するなど、施設の管理に必要な事項を定めることとしております。

次に、「4 施行期日」であります。学生寮は3月中に完成する予定であり、公布の日から起算して四月を超えない範囲での供用開始を見込めることから、附則中では施行期日を明記せず、規則で定めることとしております。

次のページを御覧ください。

参考といたしまして、建物のイメージパースと施設平面図を添付してあります。

次に、資料2を御覧いただきたいと思います。

条例の具体的な内容について御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

第1条につきましては、学生寮は公の施設でありますことから、その設置及び管理について必要な事項を定めるといった本条例の趣旨を規定しております。

第2条につきましては、先ほど、資料1の「1 制定理由」で御説明いたしましたとおり、浪岡地域における移住及び定住の促進並びに活性化を図り、バドミントンによる浪岡地域のまちづくりに資することを目的として、県外から浪岡地域に転入する生徒に安全で安心な生活環境を提供するといった学生寮の設置目的について規定しております。

第3条につきましては、1ページから2ページにかけて、学生寮の名称及び位置を規定しております。

2ページを御覧ください。

第4条につきましては、学生寮の休寮日を設けることとし、その休寮日を規則で定めることを規定しております。

第5条につきましては、入寮資格を規定しており、本条例では、県外から転入し浪岡地域の学校に入学しようとする者または入学した者であって、規則で定めるものと規定しております。

第6条につきましては、入寮の申込み等について規定しております。

第7条につきましては、使用料の納付期限や月額等について規定しております。

第8条につきましては、使用料の減免について規定しております。

第9条につきましては、2ページから3ページにかけて、入寮の取消し等について規定しております。

3ページを御覧ください。

第10条につきましては、学生寮を使用する権利を他人へ譲渡または転貸することの禁止について規定しております。

第11条につきましては、入寮者が学生寮の使用を終了した等の場合に、当該施設または物品を原状に復すことを規定しております。

第12条につきましては、入寮者が学生寮の施設に損害を及ぼした場合の損害賠償について規定しております。

第13条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任することを規定しております。

4ページを御覧ください。

附則の第1項につきましては、先ほども御説明いたしましたが、本条例の施行期日につきましては、公布の日から起算して四月を超えない範囲において規則で定めることについて規定しております。

附則の第2項につきましては、学生寮の供用開始に当たり、入寮を希望する者か

らの入寮の申込み及び決定等の業務が、前項の規定に基づく施行期日より前に行う必要がありますことから、施行期日前におきまして行うことができるよう規定しているものでございます。

以上、議案第136号青森市浪岡学生寮条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 第8条に使用料の減免とありますね。特別な理由が認められたとき、減免することができるかと。

例えば、特別の理由というのは、どういうものですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 ただいまの質疑について御説明申し上げます。

使用料を減免する特別な理由というのは、私どもといたしましては、災害及び疾病等のやむを得ない事情により、学生寮の使用が困難もしくはその使用を差し止め、使用できないような場合を想定しているものであります。

〔発言する者あり〕

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 すみません。もう一度、詳しく御説明いたしますが、例えば、災害等で建物が損壊して使用できないといった場合、もしくは、入居しているその方が感染症に罹患いたしまして、そのほかの入寮者の方に感染を広げてしまう可能性がありますので、そういった場合について、入寮をまずは控えていただく、その際の使用料について減免するというものであります。

〔長谷川章悦委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 よろしいですか。

〔長谷川章悦委員「はい」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 ほかに御質疑はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 日本共産党は、この浪岡学生寮条例には反対です。その理由は、バドミントンに特化すること、それから、男子に限って入寮するというような明らかな差別的な入寮条件というのは、とても認められるものではないということで、この条例には反対の立場です。

その上で、幾つか質疑していきたいと思えます。

先ほど、長谷川副委員長から減免の話があったんですけども、例えば、入っている人の保護者が生活保護を受けていたりとか、低所得者であったりとか、そういう場合の減免は対象にならないんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 ただいまの質疑についてお答えいたします。

まず、その方が県外で生活保護を受給している、それで、こちらの入寮について

減免するということについては、現在考えておりません。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 低所得者はいかがでしょうか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 低所得者についても同様であります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それでは、5万9000円の積算根拠を示してください。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 学生寮につきまして、5万9000円につきましては、実際にかかる……。すみません、ちょっとお待ちください。

お待たせいたしました。学生寮の管理運営に要する経費のうち、光熱水費などの直接経費について入居者に負担してもらうこととして考えておりまして、当該経費の総額を、定員であります12名で除して算出したものであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 光熱水費で、1人5万9000円もかかるんですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 光熱水費だけではなくて、それ以外の、例えば、シーツのクリーニング代でありますとか、インターネットの通信料、それから、NHKの受信料だとか、それから、寮母、調理員の方の人件費等も、その算定の基礎となっております。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 寮母の賃金だとか、調理員の賃金も、入寮者に求めるという考え方でいいですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 そのとおりです。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 前回の説明会のときは、寮監室に1人常駐させ、そして、寮の管理は委託業務に外注する予定だという話をしていました。その人たちの委託業務に関しては、どのくらいの予算を見込んでいるのでしょうか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 ただいま、当初予算に向けて鋭意検討中でありまして、この場ではちょっとお答えできないものであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 では、その寮母の賃金は幾らになっているんですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 算定段階でということでお答えいたしますと、会計年度

任用職員の時給単価ということで考えており、それに基づいて、その寮費を算出しております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 時給は幾らですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 時給 920 円ということで考えております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 調理員は何名を予定していますか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 調理員については、現在、2名で考えておりました。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 寮母は1人でしょうか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 寮母は1名であります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。それを積算すると、1人当たり5万9000円だということですね。

ちょっと調理員や――では、調理員を雇用するのは、誰が雇用することになるんですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 この管理運営をお願いする団体に対してお願いしようというものであります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうであれば、管理委託業務の中で調理員が雇用されるということになるので、果たして、入寮者からその賃金、時給を払わせるというのが適切なかどうかというのは、ちょっと疑問が残るところなんですけれども。

それから、続いてですけれども、部屋には鍵がかかるような設定なんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 各部屋には鍵がかかる予定であります。

以上です。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それから、休寮日を設けるという規定になっているんですけれども、それはこういった感じで想定しているんですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 休寮日につきましては、例えば、他都市の例ですと、年末年始、それからお盆の時期とか、夏休み・冬休みとか、様々あったところであります。

ただ、うちのほうで、冬季間とか夏休みの期間は、バドミントンの練習、それから大会等もありますので、そちらについては休寮日を設けないこととして、今現在は年末年始で考えておりました。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 寮に入っている人たちが、もう休寮するから直ちに出ていけとって追い出される寮も結構あるんですよね。そうなると、遠くから来ていた子どもたちは大変な思いをして寮を空けなければならないとかあるので、そのところは、ちょっと柔軟に考えてあげなければいけないのかなというふうに思っています。

それから、現在入る予定なのが18名でよろしかったですか。あ、違ったか、12名か。12名が満室なものね。では、12名全員、今のところ、来年4月から入ることですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 ただいま、12名を、できれば満室にしたいということで考えてはおります。

ただ、現時点では、来年4月に、こちらに実際に来てくれる子たちが、中学生・高校生が何人来るか分からないものですから、想定はできませんが、今現在、浪岡地域で下宿されている子たちも結構な人数いますので、できればその12名を全て埋めていきたいというふうに考えております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その12名の中には高校生もいるんですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 そこについてはこれからという形になりますが、実際に入寮の申込みを受け付けまして、そこで審査した上で配置するということになるのかと思いますが、実際のところ、それが中学生だけ、もしくは、ある程度その寮の部屋の中に先輩というか大きい子たちがいて、しっかりとほかの子どもたちを見てもらうということもあるので、例えば、高校生が入るということも可能性はないわけではないと思います。現時点ではまだ、中高生を入れる、高校生を入れるということの考えは決まっておられません。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 何か、もしかしたらほとんど埋まらないかもしれないし、もしかしたら来てくれる子がいないかもしれないみたいな話になっていて、どうなんでしょうというふうに思うんですけれども。

それから、条例の制定理由の中に、移住及び定住とあるんですけれども、これは、バドミントンをやる子が浪岡に来て、浪岡地域に3年間は移住するのもかもしれないけれども、定住するというふうに見込んでいるんでしょうか。定住で活性化を図れるというふうに思っているんですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 まず、実際に今、県外から来ている中高生が23名いらっしゃいます。それで、この方たちが3年間こちらで生活する。中学校から入って浪岡高校に入ると、その年数は伸びますけれども。そこで、浪岡地域に引かれて、その先、浪岡で就職したいとか、そういった子たちもまず考えられます。一応、参考までに申し上げておきますと、実際に浪岡高校に通っている子の中で、将来、今、指導されている方の下で、浪岡で子どもたちを教えたいと言っている方もいると聞いております。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 分かりました。なかなか定住は難しいのではないかなというふうに私は思っているんですけども。

1つの部活に特化した、こういうやり方はとても納得できるものでもないし、男子だけを入れることを想定しているということも非常に問題だなというふうに思いますので、この条例には反対を表明して質疑を終わります。

○澁谷洋子委員長 ほかに御質疑はありませんか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 今、浪岡に移住したいという話は、私も相談を受けていました。監督からそういう話も聞かれています。それが本当に波及効果やってくるように、働く場所が問題なんですけれども、それさえ確保できればという話も聞いていました。それは分かっています。

ただ、寮が、今いる子どもたち、幾らぐらいで泊まっているんですか。年間のところ。それで、今、5万9000円となれば、どうですかね。厳しい感じがしないわけではないんですけども。その辺はどうですか。

○澁谷洋子委員長 浪岡振興部長。

○三浦大延浪岡振興部長 今現在、浪岡地区に県外から来て下宿されている子たちで、高校生については、同額の5万9000円、それから中学生については、4万6000円の料金で下宿されているということで聞いております。

○澁谷洋子委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

今、コロナ禍で、浪岡の祭りとか、そういうのは今やっていませんけれども、非常にそういう、浪岡高校に来ているバドミントンの選手とかそういう人たちが祭りに参加して、非常に住民からも受け入れられているのを、随分私も見てきていますし、そういう形では、この事業も、うまく活用していくのであれば、移住・定住する人も出てくるのかなという思いで私もいますし、それは、これからもそういう形で、地元としては協力していくべきなのかなと思っていました。

ということで、いろいろ大変だと思いますけれども、まず一つ、しっかりとやっていただきたいし、私たちも協力していきたいと思います。

ありがとうございました。

○澁谷洋子委員長 ほかに御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 136 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷洋子委員長 起立多数であります。

よって、議案第 136 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 137 号「青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第 137 号青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

本条例は、制定理由に記載のとおり、国家公務員法の改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職務上限年齢制、いわゆる役職定年制や、定年前再任用短時間勤務制の導入等の措置が講じられることとなったところ、地方公務員においても、地方公務員法の改正により、国家公務員と同様の措置を講ずることとされたこと等を踏まえ、関係条例の一部を改正するため制定しようとするものです。

次に、主な改正内容について御説明いたします。

まず、第 1 条関係といたしまして、青森市職員の定年等に関する条例についてであります。地方公務員の定年は、地方公務員法により、国の職員の定年を基準として条例で定めることとされており、本市におきましても、国に準じ、表に記載のとおり令和 5 年度から 2 年ごとに 1 歳ずつ定年を引き上げ、令和 13 年度から 65 歳を定年とするものであります。

なお、保健所長につきましては、欠員の補充が困難な職でありますことから、定年を 70 歳とするものであります。

また、定年の引上げに伴い、【2】といたしまして、60 歳に達した管理監督職員を管理監督職以外の職に就けることとする役職定年制、2 ページにまいりまして、【3】といたしまして、引上げ後の定年前に退職した者を短時間勤務職員として再任用する定年前再任用短時間勤務制、【4】といたしまして、60 歳に達する年度以降に適用される任用等に関する情報を事前に提供し、勤務の意思を確認する情報提供・意思確認制度の創設、【5】として、定年を段階的に引き上げる期間において、経過措置として 65 歳まで再任用を可能とする暫定再任用制度などを導入するもの

であります。

次に、第2条関係として、青森市職員の給与に関する条例についてであります。定年引上げに伴う職員の給料については、下段の図にあるとおり、国家公務員に準じ、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額については、当分の間、給料月額に100分の70を乗じて得た額とすることとしております。また、管理監督職の職員が役職定年制により降任等をされた場合、下位の職務級に格付けされたことによる給料月額の減額に加えて、減額後の給料月額に7割措置が適用されます。結果として、給料月額が二重に引き下げられることとなるため、当分の間、7割措置後の給料月額のほか、支給額が、役職定年により降任等をされる前の管理職として受けていた給料月額の7割水準の額となるよう、管理監督職勤務上限年齢調整額を給料として支給することとしております。

3ページを御覧ください。

第3条関係といたしまして、青森市職員の退職手当に関する条例についてであります。国家公務員の退職手当法の改正に準じて、60歳を超えてから退職する者に係る退職手当の基本額の算定に当たっては、定年引上げ前と比較して不利益が生じないよう、退職事由を自己都合扱いとせず、定年扱いとするとともに、給料月額7割措置となる職員の退職手当については、退職手当の基本額を給料月額7割措置前までの期間と、減額後から退職時までの期間に分けて算定する特例を適用することとしております。

次に、【2】その他の部分になりますが、まず、アといたしまして、非常勤職員に対する退職手当条例の適用に当たりまして、一定の要件を満たす場合、非常勤職員に対し退職手当を支給しますが、国及び県において支給対象職員の勤務日数に関する要件が緩和されたことから、その取扱いに準じることとしたものであります。

また、資料4ページのイにありますように、雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当受給対象者が、退職の日後に事業を開始し、その旨を市長に申し出た場合、その事業を行っている間は、最長で3年間、受給期間に算入しない特例が設けられたところであり、国等の取扱いに準じて改正を行うものであります。

次に、(4)その他関係条例の一部改正であります。定年の引上げ等に伴い、表に記載する13の関係条例の一部改正等を行おうとするものであります。

①青森市常勤の特別職の職員の退職手当に関する条例については、退職手当の額の特例に係る経過措置を廃止し、②青森市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例から⑫青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例までは、今回の地方公務員法の改正に伴い引用条項等を改めるとともに、再任用職員に適用していましたが規定を定年前再任用短時間勤務職員や定年引上げ期間中の暫定再任用職員に適用するための所要の改正を行おうとするものであります。

⑬青森市職員の再任用に関する条例につきましては、現行の再任用に関する規定が削除されたことに伴い、条例を廃止しようとするものであります。

最後に、「3 施行日」については、令和5年4月1日としておりますが、情報提供・意思確認制度、非常勤職員の退職手当の支給要件の緩和に関する改正及び失業者の退職手当に関する改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

続きまして、改正する条文の御説明をさせていただきますが、引用条項や用語の変更など軽微な改正につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、資料2「青森市職員の定年等に関する条例新旧対照表」を御覧ください。

まず、第3条は、定年年齢を60歳から65歳とするとともに、保健所長につきましては定年を70歳とするものであります。

第4条は、定年による退職の特例を定めており、これまでも特別な事情等により1年以内の勤務延長を最長3年間できる旨を規定しておりましたが、新設する第9条の規定により、引き続き、管理監督職として勤務する職員にあっては、管理監督職のまま1年以内の延長を最長3年間することができる旨を追加します。

3ページを御覧ください。

第6条から第9条までは、管理監督職勤務上限年齢による降任等、いわゆる役職定年制に関して規定をしており、第6条では対象となる管理監督職の範囲を、第7条では管理監督職勤務上限年齢を、4ページの第8条では降任等をする際に遵守すべき基準を、5ページの第9条では特別な事情等により役職定年を行わず、管理監督職のまま1年以内の延長を最長3年間することができる特例などを定めております。

8ページを御覧ください。

第10条及び第11条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定しており、第10条は、60歳に到達した後に退職した職員を選考により短時間勤務職員として再任用することができることを、第11条は、市が加入する地方公共団体の組合である青森地域広域事務組合などの職員を選考により市の短時間勤務職員として採用することができることを定めております。

第12条は、施行事項として、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。

9ページを御覧ください。

附則第3項及び第4項では、定年に関する経過措置といたしまして、病院の医師及び歯科医師を除き、令和5年度から令和13年度末までに段階的に引き上げる定年年齢を規定しております。

附則第5項では、職員が59歳に達する年度に、60歳到達日以後に適用される任用条件、給与、勤務時間などの情報提供をすること、また、60歳到達日以後の勤務の意思を確認するよう努めることを定めております。

10ページ以降は、定年の段階的引上げ期間中の経過措置を規定しており、個々の

条文の説明は省略させていただきますが、主な内容といたしましては、定年に達した日以後に退職した者で 65 歳に達する年度の末日までにある者を、現行の再任用制度と同様に、1 年以内の任期中でフルタイム勤務または短時間勤務に採用することができる暫定再任用制度に関する規定を設けたものとなっております。

次に、資料 3、第 2 条関係「青森市職員の給与に関する条例新旧対照表」を御覧ください。

2 ページを御覧ください。

第 5 条から、7 ページ、第 31 条までは、現行の再任用制度に関する規定を削除し、新たに定年前再任用短時間勤務制度に関して規定しようとするものであります。

7 ページ下段の附則第 18 項から附則第 25 項までは、給料月額 7 割措置に関して規定しております。

附則第 18 項は、60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の給料月額を 7 割とする措置を、8 ページ、附則第 19 項は、7 割措置としない職員の範囲を、附則第 20 項は、役職定年となった職員への調整額の支給を、9 ページ、附則第 21 項は、調整額の上限額を、附則第 22 項及び第 23 項は、役職定年により適用する給料表が変わる場合の調整額を、10 ページ、附則第 24 項は、期末勤勉手当の算定に係る調整額の取扱いを、附則第 25 項は、これら給料月額 7 割措置に関して必要な事項は規則で定めることをそれぞれ規定しております。

また、11 ページ以降では、定年の段階的引上げ期間中の経過措置を規定しており、個々の条文の説明は省略させていただきますが、主な内容といたしましては、暫定再任用に係る給与の取扱いなどを定めております。

次に、資料 4、第 3 条関係「青森市職員の退職手当に関する条例新旧対照表」を御覧ください。

第 2 条第 2 項は、非常勤職員の退職手当の支給要件緩和に関する改正となっております。

6 ページの第 17 条第 5 項では、失業者の退職手当に係る受給期間の特例について定めております。

15 ページの附則第 16 項及び附則第 17 項では、当分の間、60 歳以後に退職する者に係る退職手当の基本額について、自己都合退職扱いとせず定年退職扱いとすることを規定しております。

16 ページの附則第 18 項では、保健所長や病院の医師及び歯科医師には退職事由の特例を適用しないことを定めております。

附則第 19 項は、給料月額 7 割措置は、給料月額の減額改定に該当しないことを定めており、これにより、定年引上げに伴い給料月額 7 割措置となる職員の退職手当につきましては、退職手当の基本額を、給料月額 7 割措置前までの期間と、その後の退職までの期間に分けて算定する特例を適用し、計算することとなります。

附則第 20 項及び附則第 21 項は、勸奨退職者の退職手当の基本額の割増について

規定しております。

18 ページの附則第 22 項及び附則第 23 項は、公務上の傷病・死亡等により退職した場合の退職手当の基本額の割増について規定しております。また、19 ページ以降では、定年の段階的引上げ期間中の経過措置を規定しており、主な内容としては、非常勤職員の退職手当や失業者の退職手当に係る受給期間の特例に関する遡及適用について規定しております。

このほか、資料 5 から資料 16 までは、定年の引上げ等により影響を受けます関係条例の新旧対照表となっておりますが、主な改正内容は資料 1 に記載したとおりであります。

以上、議案第 137 号青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 それでは、これより質疑を行います。御質疑はありますか。村川委員。

○村川みどり委員 それでは、質疑を幾つか行いたいと思います。

これに関しては、年金がどんどん下がっていく中では、やはり、生活していくためには、その年金を受けられるまで働き続けなければならないということになりますので、今回の定年延長に関する条例に対しては当然だなというふうに思っているんですけども、その上で、幾つか質疑したいと思います。

今回の条例改正なんですけれども、国家公務員に準じて地方公務員も延長することなんですけれども、先ほど来言っているとおり、60 歳を超えたことをもって、給与は 7 割水準というふうに示されているんですけども、そもそも、その 7 割の根拠は何なんでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

国の Q & A に記載がありますけれども、まず、60 歳を超えても、引き続き同一の職務を担うのであれば、本来は給与水準が維持されることが望ましいというふうにされております。ただ、他方で、国家公務員の給与は、社会一般の情勢に適応するように変更することとされておまして、定年引上げ後の 60 歳を超える職員の給与水準につきましては、多くの民間企業は再雇用制度によって対応していること等の現時点の民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、再雇用の従業員も含む正社員全体の給与水準を参考に設定することが適当であり、賃金構造基本統計調査及び職種別民間給与実態調査の結果も踏まえ、60 歳前の 7 割水準となるよう給与制度を設計することとしております。また、加えまして、今回の措置につきましては、60 歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用すること等を目的としている定年の引上げに伴うものでありまして、全体として不利益な変更ではなく、現行の再任用と比べれば相応の処遇が確保されていること、当分の間の措置と位置づけると

ともに、給与水準が60歳前後で連続的なものとなるよう、人事院における検討の状況を踏まえ、政府が所要の措置を順次講ずることとしていること、また、任命権者は、職員に対し、60歳以降の勤務条件の情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めるものとされており、60歳を超える職員の希望に基づき、短時間の勤務に職務に従事させることを可能とする等、職員の多様な選択が可能としていること等を勘案して、7割というのを合理的なものとして国が定めたものであり、それに基づいて、地方公務員が地方公務員法に基づいて7割措置をしているというものになっています。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 確かに、賃金構造基本統計調査のデータ、その当時は、2015年から2017年の3年の平均が70.1%だったんです。それで、それ以降の2017年から2019年の3年間の平均というのは76.2%になっているんです。そういう意味でも、7割じゃなくて76%、そして、課長級でいえば77%、非管理職では77.2%という人事院の調査もあるように、7割ではやっぱり私は少ないと思うし、何か、能力とか経験を十分尊重しているみたいなふうに言っているんですけども、7.7割にしても、やっぱり三、四万円とかというふうに給与は違ってくると思うんですよ。なので、今後の運用の中で検討されていくべきことなんですけれども、やっぱり、これまで培ってきた経験だとか、スキルだとか、そういうのを十分反映させていかなければいけないというふうに私たちは思っているところなんですけれども、では実際に、今現在は幾らで、7割になったら幾らになるんですか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの質疑にお答えいたします。

実際、7割になると幾らになるのかという御質問なんですけれども、その職位またはその経験年数等によって給料月額に違いがありますので、7割と具体的なものとして、ちょっと今、数字を持ち合わせていないんですけども——ちょっとお待ちください。

〔村川みどり委員「では、課長級でいいです」と呼ぶ〕

○館山新総務部長 すみません。今ちょっとその数字を持ち合わせておりませんので、後ほど、委員長の了解を取りました上で、委員の皆様にご紹介したいと思います。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これは本当に、国に対しても、やっぱりちゃんとそういうデータをもって、7割にとどまらないで、今後の10年間の運用の中で賃金を引き上げていくべきだというふうに思うし、国に対しても、そういうような要望を地方から出していく必要はあると思っています。

それから、例えばなんですけれども、令和4年度に退職になりました。令和5年度から再任用で仕事をしていて、令和6年度から次の段階の人が定年延長で働いて

います。同じ仕事をしているのに給料は違ってくるということ、同一賃金同一労働の原則から見て矛盾するということが起きてくる可能性が十分考えられるんですけども、そのことについてはどう考えていますか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、地方公務員の給与につきましては、今、委員がおっしゃられたとおり、地方公務員法におきまして平等取扱いの原則が定められております。それで、国家公務員における給料月額7割措置につきましては、先ほども申し上げましたけれども、定年引上げ前の俸給の決定方法や、情勢適応の原則などの考え方を踏まえつつ、現時点の民間企業における高齢期雇用の実情を考慮して、再雇用の従業員も含む正社員全体の給与水準を参考に、当分の間の措置として設定したもので、平等取扱いの原則に反するものではないとされているところであります。

地方公務員につきましても、国家公務員の取扱いを考慮して決定することとされており、国家公務員と同様の考え方によりまして、給料月額7割措置を講ずることは合理性が認められることから、平等取扱いの原則に反するものではないというふうにして考えております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 と言いつつも、これはやっぱり、そういうことがあるから当分の措置にしているんですよというのは国も言っているわけですから、反するものではないけれども、実際は、そういう現実があるから当分の措置にしますということなので、ぜひ、この点もしっかり考えていただきたいなと思います。

それから、定年延長した場合と再任用で雇用した場合の手当はどうなりますか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 手当につきましては、時間外手当とかは、給料月額に対してかかっていくものですので、どちらもそのまま出ますけれども、定年延長の職員については、いわゆる扶養手当とか、そういう給与に付随する手当については、定年延長しているわけですので、定年したわけではないので、そのまま手当として付与されるという形になります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 なので、先ほども言ったとおり、定年延長の人の場合は、扶養手当や住居手当などは出るけれども、再任用の人は、そういう扶養手当や住居手当も出なくなるということの違いも出てくる。7割に、さらに、そういう違いも出てくるということがあるということも、やはり、差がどんどん出てくるのではないかなというふうに思っています。

それから、新規採用の件なんですけれども、やはり、これからどんどん定年の人が増えてくる中で、毎年しっかり新規採用をしていかなければいけないと思うんですけども、今回の定年延長に関わって、新規採用についてはどういうふうにか

ていますか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

定年退職者につきましては、先ほどから御説明しているとおりに、隔年で出てきます。それで、原則、新採用職員については、退職者補充を原則としておりますので、その原則に従ってしまうと、結果、隔年での採用というふうになっていきますので、それであれば今度、職員の、いわゆる年齢構成の平準化も考えていかないといけませんし、あと、職員を目指して勉強されている市民の方もいらっしゃいますので、その辺も含めまして、定年者が発生する、しないに関わらず、適正な形で新採用職員を採っていききたいというふうにして考えております。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これもぜひ、そういう形で、定年延長と、それから新規採用ということのを両立して考えていく必要があるなというふうに思いますし、これは国がやった制度なので、やっぱり、国に対しても十分、財源措置を要望する必要があると思っています。

それから、もう一つですけれども、いろんな地域で、高齢者の部分休業制度というのをつくっている自治体があって、60歳を過ぎて、今までと同じ仕事をちょっとできないとか、まあ、看護師さんなんかもそうだと思うし、それから、やっぱり肉体的にも精神的にも、それから、介護だとか家庭の事情だとか、そういう不安を抱えていながら、これから65歳まで働く人が増えてくるということを考えれば、そういうことに考慮した部分休業制度というものも、つくって対応している自治体もあるんですけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

現在、部分休業制度については、本市は採用しておりませんが、これまでやってきた様々な制度、また、再任用制度をやってきた中で、特段、その部分休業に関する必要性というのは今のところないものと考えておりますので、部分休業については、今の時点でやる考えはありません。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 やる考えはないと言っているんですけれども、国では、地方自治体におかれましては、高齢期の職員が最大限活躍できるように――配置上の工夫とかはされていると思うんですけれども、そういう個々の事情に適正に応じた設定も必要だというふうに国でも言っているので、ぜひ、その点は検討していただきたいと思います。

いろいろ言っ、この件については賛成するんですけれども、運用の中で、これから10年間しっかり対応していただきたいということをお願いして終わります。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 すみません。先ほど、委員長の許可をいただいて、皆さんに、給料7割措置になった際にはどうなるのかお知らせするというものについて、今、資料が届きましたので、発言させていただきたいと思います。

例えば、部長級職員が7割措置になれば、現行であれば46万8300円の給料月額が、7割措置になることによって、32万7800円。主幹級の職員が7割措置になりますと、39万3000円の給料月額をもらっている方が7割措置になれば、27万5100円というふうになる。これは一例ですけれども、そのような給料の減額になるものであります。

○澁谷洋子委員長 はい、よろしいですか。

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第137号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第138号青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

本条例は、「1 制定理由」に記載のとおり、本年8月8日の人事院勧告及び10月11日の青森県人事委員会勧告を勘案して、職員の給料月額等の改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 改正対象条例」は、資料記載の4条例となります。

「3 主な改正内容」についてであります。1つは、給料表の改定であります。行政職給料表につきましても、高卒程度初任給が月額15万600円から15万4600円に4000円の引上げ、大卒程度初任給が月額18万2200円から18万5200円に3000円の引上げ及び若年層の給料月額について平均0.30%の引上げ改定を行おうとするものであります。その他、公安職、教育職、医療職の給料表につきましても、行政職給料表との均衡を考慮して改定するものであります。

次に、2ページを御覧ください。

「Ⅱ 期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定」であります。民間のボーナスの支給割合に見合うよう、勤勉手当の年間の支給月数を、一般職員については0.10

月引き上げようとするものであります。また、特別職及び市議会議員につきましても、期末手当の年間の支給月数を0.10月引き上げようとするものであります。支給月につきましても、令和4年度は、年間の引上げ分を12月支給分で、令和5年度以降につきましても、年間の支給分を6月と12月に支給分が均等となるよう支給することとしております。

「4 施行期日」であります。令和4年度に係る改正は、公布の日から施行となりますが、令和4年4月1日に遡及して適用し、令和5年度以降に係る改正は、令和5年4月1日から施行することとしています。

なお、今回の改定による影響額は、おおむね1年度で1億6800万円程度を見込んでおります。

続きまして、資料2を御覧ください。

資料2は、改正条例案の新旧対照表となっております。

第1条関係は、令和4年度に係る職員の給与条例の改正案であり、第2条関係は、令和5年度以降に係る職員の給与条例の改正案となっております。同様に、第3条及び第4条関係は、国または地方公共団体が設置する公設試験研究機関の研究業務に従事する職員の採用等について規定する任期付研究員の採用等に関する条例、第5条及び第6条関係は、医療や弁護士などの高度な専門的な知識・経験を有する者の採用等について規定する任期付職員の採用等に関する条例、第7条及び第8条関係は、特別職及び議員の給与について規定する特別職の職員の給与に関する条例の改正案となります。

なお、本市におきまして、任期付研究員及び特定任期付職員に該当する職員はおりません。

以上、議案第138号青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○澁谷洋子委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。村川委員。

○村川みどり委員 これに関しては、一括議題なので非常に残念なんですけれども、私たちは、一般職の給与の引上げとか、(1)青森市職員の給与に関する条例から(3)一般職の任期付職員の採用等に関する条例までの職員の給与の引上げに関しては大賛成です。ただ、(4)青森市特別職の職員の給与に関する条例に関しては賛成できない立場なので、この青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については反対します。

その理由は、議員も、市長も含めてですけれども、給与が上がるということは、この物価高で市民の生活が大変なときに、私たちが期末手当の増額を受け取っているのだろうかというようなことで、やはり、私たち特別職に関しては一旦据え置くべきだというのが理由で、今回の条例の制定には反対したいと思います。

その上で質疑なんですけれども、今回の特別職の手当の引上げ額をそれぞれ示し

ていただきたいと思います。

○澁谷洋子委員長 総務部長。

○館山新総務部長 特別職のそれぞれの引上げ額との御質疑にお答えいたします。

市長、副市長等の特別職の職員や議員につきましては、期末手当の支給月数が0.10月引き上げられることに伴いまして、令和4年12月期末手当支給月数が1.575月から1.675月に変更となります。その影響額ですけれども、市長は12万円、副市長が9万4560円、教育長が7万9260円、代表監査委員が6万7032円、公営企業管理者が7万6200円、議長が7万8960円、副議長が7万2360円、前任期から引き続き在職する議員につきましては6万9600円、前任期まで在職された議員につきましては5万5680円、今任期から新たに在職する議員については2万880円となっております。（「総額」と呼ぶ者あり）総額は497万3172円となります。

○澁谷洋子委員長 村川委員。

○村川みどり委員 約500万円くらいですね。私たちは、やっぱり、こういう物価高で市民の暮らしが大変苦しいときに、特別職に関しては据え置くべきだという立場で反対したいと思います。

以上です。

○澁谷洋子委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第138号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第138号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

（ 審 査 終 了 ）

○澁谷洋子委員長 次に、本委員会の所管事務の継続審査についてを議題といたします。

本件については、閉会中も他都市の先進事例の調査等を行えるよう議決するものであります。

お諮りいたします。

配付しております「所管事務の継続審査について」に記載の所管事務については、

審査終了まで閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○澁谷洋子委員長 御異議なしと認めます。

よって、「所管事務の継続審査について」に記載の所管事務については、審査終了まで閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和4年度市営青森競輪開催結果について」報告を求めます。企画部次長。

○館山公企画部次長 企画部次長の館山でございます。よろしく申し上げます。

令和4年度の市営青森競輪開催結果について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

今年度の市営青森競輪は、令和4年4月14日から同年10月30日までの間、合計25節77日間開催いたしました。

売上・入場者数につきましては、資料の2にありますとおり、売上が約324億円、前年度比42.4%増、額にして約97億円の増となっております。このうち、今年度特別に開催されました施設整備等協賛競輪を除きますと、その売上は括弧内で表示しておりますが、約268億円、前年度比で18.0%増となっております。

売上が大幅増となった要因であります。施設整備等協賛競輪の特別開催などにより前年度と比べまして開催日数が9日多かったこと、また、近年、電話・インターネット投票の売上が増加傾向にありまして、資料内訳のとおり、前年度比34.8%増と上昇したことが要因であります。

みちのく記念競輪につきましては、令和4年9月8日から11日まで4日間の日程で開催しましたが、この売上が約55億円、前年度比32.8%増、額にして約13.7億円の増となったところであります。

入場者数につきましては、今年6月に、メインスタンド棟2階にフードコート、キッズスペースなどを新設するなど、家族連れの皆様なども楽しめる施設としてリニューアルしたこともありまして、前年度比66%の増、人数にして約3万2000人増の約7万9000人に御来場いただいたところであります。

次に、資料の「3 直近5年間の市営青森競輪開催実績」でございますが、こちらは、参考といたしまして、直近5年間の売上額、入場者数、1日平均売上高の推移を掲載しております。

青森競輪では、今後も安定的な売上の確保を目指して鋭意努力してまいりますとともに、市民の皆様が親しまれる競輪場づくりに努めてまいりますので、委員の皆様には、引き続き、御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○澁谷洋子委員長 ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。企画部次長。

○**館山公企画部次長** 事故の報告について申し上げます。

企画調整課職員の公用車運転中に発生した事故について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

事故の発生は、令和4年8月1日、午後1時45分頃、用務地であります浅虫地域から柳川庁舎までの帰路、こちらでお昼休憩を取ろうと港町3丁目11番6号の駐車場敷地内にバックで駐車しようとしたところ、目測誤りにより、同駐車場に駐車していた相手方車両に市の車両の左後部を接触させてしまい、相手方車両のフロントバンパー右側を損傷させたものであります。

今回の事故による被害につきましては、相手方車両を損傷させましたことから、現在、相手方と示談交渉中であります。

今回の事故は、運転手の目測誤りが主な原因であります。公用車の運転に際しましては、事故防止のため、細心の注意を払うよう、職員に対し周知してきたところであり、改めて、安全運転・安全確認の徹底を呼びかけ、事故の再発防止に向けて努めてまいります。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している全国市有物件災害共済にて対応してまいります。

報告は以上でございます。

○**澁谷洋子委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等はありませんか。奈良委員。

○**奈良祥孝委員** すみません。企画調整課の職員が浅虫とかに行く仕事というのは、具体的にどういうことがあるんですか。

○**澁谷洋子委員長** 企画部次長。

○**館山公企画部次長** 浅虫地区に移住体験用の施設を有しておりまして、そちらの準備ですとか、片づけのために浅虫まで行っていたというものであります。

○**澁谷洋子委員長** 奈良委員。

○**奈良祥孝委員** 分かりました。ここはラーメン屋ですから、昼食時間にしては随分遅いなと思って。混んでいるから時間をずらすのはいいんですけども、できるだけ、勤務体制だけはきちっとやるようにしていただければと思います。

○**澁谷洋子委員長** ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**澁谷洋子委員長** また、委員の皆さんから御意見等はありませんか。村川委員。

○**村川みどり委員** 長くなってすみません。ちょっと確認したいんですけども、

税務部長がいるので。国の特別調整交付金を使って国保の均等割やれと言ったら、何とかという答弁をしたんですけれども、そこ聞き取れなくて、もう1回説明してもらっていいですか。

○澁谷洋子委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 誤解のないように詳しく申し上げたほうがよろしいかと思えますけれども、よろしいですか。ちょっとお時間いただくこととなりますが。（「はい」と呼ぶ者あり）

仙台市で、特別調整交付金を財源として独自の均等割の軽減をやっているから、青森市でもそういう制度を活用して、子どもの均等割の軽減を検討してはどうかというふうな御質問だと受け止めておりますけれども、そもそもの国の制度として、国民健康保険事業の運営に当たっては、医療の需要費については、保険料もしくは税で賄いなさいというのが大原則であります。例えば、青森市ですと、その医療の需要費に対して、加入者の負担を軽減するために、国、県等の公費が半分投入されております。そのほか、7割・5割・2割の軽減、または、コロナも含めて、災害等による減免についての国の補填もあります。残りの大体半分を、基本的には税金で賄いなさいということになっておりまして、これを、例えば、市町村独自に何らかの制度で、子どものその軽減を18歳まで拡充するとか、今の未就学児についての軽減を全額にするということになりますと、税金が減収することになります。その減収分を、例えば、一般会計からの繰出金で賄うことは、これはまかりならんと。国保特別会計の健全性は、国保特別会計の中で確保しなさい。したがって、医療の需要費に対して税金で賄い切れないのであれば、税率をアップしなさい。これが大原則であります。

そうした中で、国の市町村に対する調整交付金というものには、保険者努力支援制度などがありますけれども、例えば、私どもですと、徴収率を上げて税収を確保することによって何ポイント、また、ジェネリック医薬品を使うように働きかけて、それが何%かによって何ポイントというふうな点数があります。調整交付金というのは、県、そして国から市に交付されることになるんですけれども、先ほど申し上げた一般会計から繰り入れるということになるとペナルティーがありまして、その調整交付金を減額するという措置があります。

このように、医療の需要費を保険料・保険税で賄うという大前提の中で、村川委員がおっしゃったように、市の独自の政策で保険税を軽減して、税収が減ったからそれに補填をするというふうな制度は、国としてはありません。矛盾することになります。

そういう市町村が独自に行う軽減に対して、国が何らかの手当てをするという制度がなく、ペナルティーがあるので、全国の市町村では困って、全国市長会、中核市市長会の総意として、国の責任でそういう制度を整えてくださいというのが現状であります。

しからは、仙台市はどういうふうなことをやって軽減しているのかということになりますけれども、まず、事実として、私どもが——国の公表している資料等から見ますと、仙台市は、平成30年度に国保の都道府県単位化が始まったときから、確か、子どもの軽減3割を独自でやっています。そのときの基金の残高が19億3000万円ありました。人口規模も違いますので、一概に比較できませんけれども、私どもは二、三億円で推移しておりますから、相当の額だというふうに認識しております。それで、平成30年度から独自の軽減を行っていて、なおかつ昨年度では、その基金の残高が増えて20億円を超えております。

つまり、どういうことかと申しますと、実際に、仙台市にその状況を確認いたしましたけれども、そもそも仙台市の1人当たりの保険料——仙台市は保険料ですけれども、保険料の1人当たりの額は、本市よりも6000円高いんです。となると、4人世帯では本市より2万4000円高いということになります。そういう状況の中で、仙台市としては、毎年、決算剰余金が出て、基金に積み上げていく額が増えていく中で軽減を実施しているものというふうに、我々は受け止めております。

それで、村川委員がおっしゃった、国の調整交付金を財源に充てているというふうなところでありますけれども、実は、国から県に対して、調整交付金というのはまた別途、交付されております。仙台市が使っているというふうに理屈上説明しているのは、国が、県に対して、子どもの数に応じて調整交付金を交付して、県は、市町村の子どもの人数で案分して、市町村が負担することになる事業費納付金——本市でいうと約68億円です——これに、国から県に交付されて、県が各市町村に案分して、その事業費納付金を減額しているわけなんです。例えば、本市の場合だと、その分は令和4年度では2200万円ほどあります。仙台市では、その減額された範囲の中で、均等割の軽減を行ってありますよという説明をしていますので、保険料が減った分に対して直接財源として補填しているわけではないんです。なぜ、それができるかということ、先ほど申し上げた、1人当たりの保険料が私どもよりも高いという事実、そして、基金がそれなりにあるという事実、その基金を財源として、国が県に交付している調整交付金、それを仙台市に案分して、これだけ減算しますよという、その金額の範囲の中で、軽減をしている。これが実態だというふうに、私どもは仙台市から伺っておりましたので、議場で答弁申し上げましたように、市町村が独自の軽減を行うことによって、税金・保険料が減る分について国が補填してくれるというふうな制度はないものであります。

ちょっと長くなりましたけれども、このような説明でよろしいでしょうか。

○澁谷洋子委員長 よろしいでしょうか。

〔村川みどり委員「とりあえず分かりました」と呼ぶ〕

○澁谷洋子委員長 以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(会 議 終 了)